

松江市立出雲郷小学校PTA会則

第1条 本会は、松江市立出雲郷小学校PTAと称し、事務局を出雲郷小学校内に置く。

第2条 本会の会員は出雲郷小学校に在籍する児童の保護者、出雲郷小学校に勤務する教職員で構成する。

本会の会員は児童が出雲郷小学校に入学又は転入学（教職員は転入）とともに会員となる資格を得ることとなり、卒業又は転学（教職員は転出）により会員としての資格を失う。ただし、本会は出雲郷小学校のすべての児童が健やかに成長するために、保護者と教職員が協力し合って教育環境を整備することを目的とした任意団体であることから、本会への加入を拒否される方は書面により申し出を行うことができる。

第3条 本会は、会員相互が理解と協力のもとに、児童の幸福と学校教育の充実進展を図るとともに、会員の研修と親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童の学習指導、保健、学校安全、給食及び校外生活指導について、学校に協力援助するために必要な事業
- 2 講演会、研修視察等会員の研修並びに厚生、福祉の増進に関すること
- 3 学校教育の刷新向上に必要な施設整備充実に関すること
- 4 連合PTA（県、市）と連携協調に関すること
- 5 その他本会の目的達成上必要な事項

第5条 本会は、前項の活動並びに事業を促進遂行するため本会内に学年PTA、学級PTA、地区PTAを置く。また、自主活動促進のため、次の専門部を組織し、学年PTAより選出された専門部員をこれにあてる。

- 1 保健体育部
- 2 安全部
- 3 環境部
- 4 イベント部
- 5 文教部

上の5つの専門部を2～6年生の各学年PTAに振り分ける。1年生PTAには専門部を振り分けない。専門部の振り分けと人数構成については、各学年の児童数や効率性等を考慮し、第8条に定める特別委員会で協議決定し、翌年度以降に適用する。詳細となる組織図は別紙記載する。

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---|--------|-------|--|
| 1 | 会長 | 1名 | 本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。 |
| 2 | 副会長 | 3名 | 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。（1名は校長） |
| 3 | 監事 | 2名 | 本会の会計を監査する。 |
| 4 | 学級委員長 | 1名 | 学級委員を代表し、その運営にあたる。 |
| 5 | 副学級委員長 | 1名 | 学級委員長を補佐し、学級委員長事故ある時はその職務を代行する。 |
| 6 | 学級委員 | 各学級2名 | 学級PTAを代表し、その運営にあたる。学級PTA間および学年PTA間の連携を主導し、専門部活動を支える。学級委員補佐を置くことができる。 |
| 7 | 専門部長 | 各1名 | 各専門部を代表し、その運営にあたる。 |
| 8 | 専門部副部長 | 各1名 | 部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。 |

- | | | | |
|-----------|------|-------|--|
| 9 専門部員 | 各専門部 | 10名以上 | 学年PTAに割り当てられた専門部活動にあたる。
学級単位ではなく学年単位での部員数とする。(別紙、組織図参照) |
| 10 地区委員長 | 1名 | | 地区委員を代表し、連絡調整にあたる。 |
| 11 副地区委員長 | 1名 | | 地区委員長を補佐し、地区委員長事故ある時はその職務を代行する。 |
| 12 地区委員 | 各地区 | 1名 | 地区PTAを代表し、その運営にあたる。 |
| 13 幹事長 | 1名 | | 幹事を代表し、連絡調整にあたる。 |
| 14 副幹事長 | 1名 | | 幹事長を補佐し、幹事長事故ある時はその職務を代行する。 |
| 15 幹事 | 若干名 | | 会務を処理する。 |

第7条 役員は次の方法によって選出決定し任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。(補欠役員は前任者の残任期間とする)

- 1 会長および幹事長は、前年度副会長から選出する。
- 2 副会長2名は、新5年生PTAから選出する。新5年生PTAの前年度役員(4年生の学級委員と専門部員)は、副会長選考委員としてこの選出を主導する。
- 3 各専門部正副部長は、当該年度の各専門部員から1名ずつ選出する。
- 4 地区委員は、地区PTAから選出し、地区委員長、副地区委員長は、地区委員の中から互選により選出する。
- 5 学級委員は、学級PTAから選出し、学級委員長、副学級委員長は、学級委員の中から互選により選出する。
- 6 監事は会長が適任者を選出する。
- 7 副幹事長は、前年度幹事会で適任者を選出する。
- 8 幹事は、前年度幹事会で適任者を選出する。
- 9 専門部員は学年PTAから選出する。幹事会が主導し、過去の役員履歴等に照らして負担偏重のないよう努める。
- 10 学級委員は学級PTAから選出する。幹事会が主導し、過去の役員履歴等に照らして負担偏重のないよう務める。
- 11 役員選出にあたり、立候補等ある場合にはそれを妨げない。
- 12 地区委員は2月末までに決定する。専門部正副部長、学級委員及び学級委員長、副学級委員長は年度当初の各部会また各委員会までに決定する。
- 13 役員は幹事会で承認する。

第8条 本会の運営を図るため次の会合を行う。

- 1 総会 年1回以上開催し、役員人事の報告、会則変更及び会務会計を承認し、その他重要事項を決議する。
- 2 合同部会 学級委員会、専門部会、地区委員会を合同で開催し、必要事項について協議する。
- 3 特別委員会 会長、副会長、幹事長、副幹事長の他、正副学級委員長、専門部正副部長、正副地区委員長、幹事をもって構成し、必要に応じて開催し、会則変更、会務会計、その他の重要事項について協議する。
- 4 イベント部会 イベント部に属する専門部員のほか、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事をもって構成し、イベント部活動(本会主催の祭り行事等)について協議する。

5 幹事会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事をもって構成し、役員人事を承認し、会の運営について協議する。

6 学級委員会、専門部会、地区委員会は随時開催し、必要事項について協議する。

7 監事会は、年1回以上開催し、会計を監査する。

監事会を除く各会合は、対面開催を原則とするが、緊急性や世情によりやむを得ない場合、会長が承認すれば、オンライン開催、または書面による決裁等に代えることができる。

第9条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもってあてる。

第10条 個人情報の取り扱い

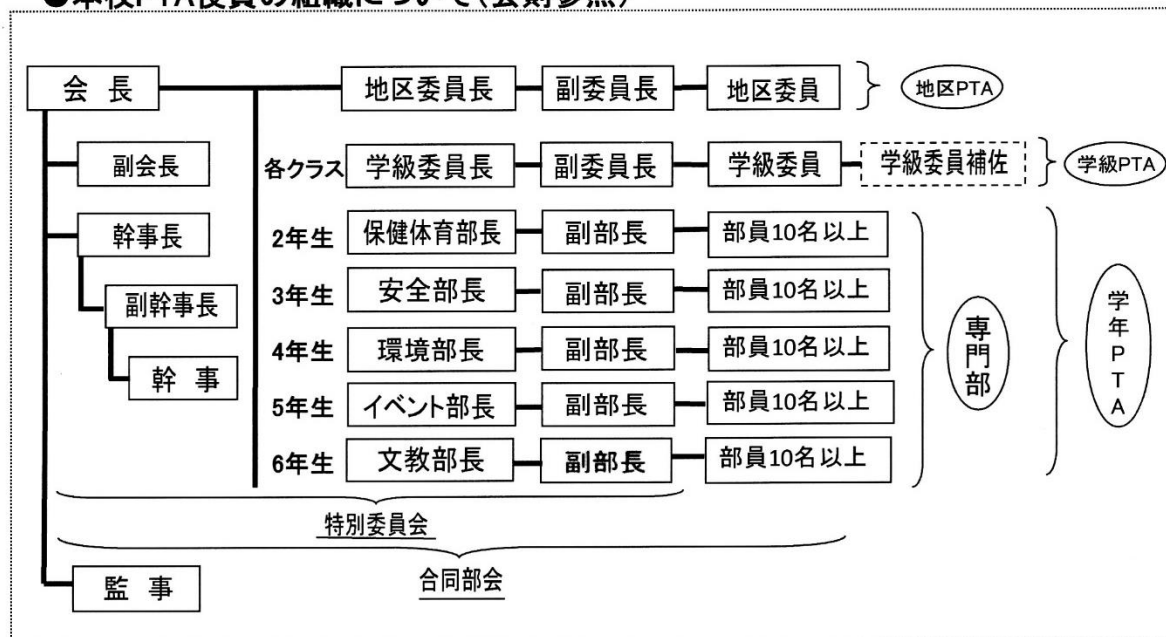
- 1 本会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をPTA活動事業に特定するとともに、特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱いはしない。
- 2 本会が取り扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合はこの限りではない。
- 3 本会は、取り扱う個人情報の紛失、破壊又は流失の防止その他個人情報の安全管理のため必要かつ適切な処置を講じる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則) 本会則は昭和43年7月17日より施行する。

改正	昭和47年	4月	一部改正	昭和48年	4月	一部改正
	昭和51年	5月	一部改正	昭和52年	5月	一部改正
	昭和55年	5月	一部改正	昭和61年	5月	一部改正
	平成元年	5月	一部改正	平成3年	5月	一部改正
	平成6年	4月	一部改正	平成7年	4月	一部改正
	平成11年	5月	一部改正	平成13年	11月	一部改正
	平成15年	5月	一部改正	平成18年	12月	一部改正
	平成25年	1月	一部改正	平成29年	5月	一部改正
	平成30年	4月	一部改正	令和5年	2月	一部改正

●本校PTA役員の組織について(会則参照)



●PTA役員の選出について(目安)

年度ごとにPTAの役員選出をお願いします。尚、この選出(目安)に関わらず、役員選出にあたり立候補を妨げません。地区PTAの選出母体は、学年・学級PTAとは違います。それぞれの地区PTAの事情を考慮した役員選出をお願いします。

○地区委員

各地区から地区ごとの選出方法で選出します。地区委員長は当年度地区委員から互選により選出されます。

○学級PTA役員(各学級の学級委員)

各学級からそれぞれ互選により選出します。地区委員や幹事と重複しないように選出してください。

なお、三役経験者および任期3年以上の幹事経験者は、以降の会員期間中において本人の申し出により、選出を辞退出来るものとします。また、学級委員長及び専門部長経験者は、その当該児童に限り、本人の申し出により、以降の選出を辞退出来るものとします。

○学年PTA役員 (保健体育部員・安全部員・環境部員・イベント部員、文教部員の総称)

各学年からそれぞれ互選により選出します。地区委員や幹事と重複しないように選出してください。

なお、三役経験者および任期3年以上の幹事経験者は、以降の会員期間中において本人の申し出により、選出を辞退出来るものとします。また、専門部長及び学級委員長経験者は、その当該児童に限り、本人の申し出により、以降の選出を辞退出来るものとします。

○専門部正副部長の選出

部長、副部長は当年度部員から、それぞれ互選により選出します。

○幹事

会員全体の中から役歴に鑑み幹事会により選出されます。

各専門部等のサポートや意宇まつり等PTA行事の企画運営などを行うため、極力複数年継続でお願いします。

○三役 (会長、副会長、幹事長)

本校PTAの運営のみにとどまらず、代表して上部組織や他校、地域との連絡調整を行います。

新5年生から副会長2名を選出し、原則として、その2名が翌年度の会長、幹事長にそれぞれ選任されます。

選出についてはその方法も含め、4年生学級PTA役員及び専門部員が副会長選考委員として協力して行って下さい。

なお、三役経験者および任期3年以上の幹事経験者は、以降の会員期間中において本人の申し出により、選出を辞退出来るものとします。

○監事

会長が委嘱しますが、年1回程度の会計監査という職務から、翌年以降の役歴には加算しないものとします。

○その他

必要な見直しについてはその都度検討することとしています。役員一人一人の負担をできるだけ軽減し、皆さんでPTA活動を支えていただくためにご理解とご協力をお願いいたします。